様式第２号（第４条関係）

　　年　　月　　日

宇土市長　様

住所

団体名

氏名

誓約書

宇土市さくらねこ無料不妊手術チケットの申請に当たり、次の事項について誓約します。

１　宇土市さくらねこ無料不妊手術チケット交付要綱を順守します。

２　市内に棲みついている飼い主のいない猫のみを対象とし、誤って飼い猫に不妊手術を行うことがないよう地域住民に周知を図り、飼い主がいないと判断できたものだけを保護します。

３　チケット及びチケット使用権の譲渡、転売、第三者への再々配分等は行いません。

４　チケット使用時、協力病院にて身分証（運転免許証や保険証等）を提示します。

５　チケットを使用してＴＮＲを行う場合、何人からも物品や金銭を受け取りません。寄付金、謝礼、捕獲手間賃、人件費、不妊手術費用及び不妊手術以外の医療費（ワクチン、ノミ駆除薬等）、交通費の実費（公共交通機関、高速代、タクシー代、ガソリン代等）等を名目として金品を請求することは行いません。

６　どうぶつ基金の協力病院とチケットの使用に関して直接交渉（事前予約、医療費等）を行いません。

７　住宅密集地でＴＮＲ活動を行う場合、環境省が作成した「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」に沿った取組を行うよう努めます。

８　妊娠中の猫は堕胎することに同意します。

９　希望どおりの枚数のチケットが交付されないことがあることを理解し、異議を申し立てません。

１０　不妊手術の際には猫の耳先をＶ字カットすることに同意します。また、耳先にＶ字カットが入った猫は不妊手術済みであることを必要に応じて近隣住民に説明し、その猫がこの場所で一生を全うするまで見届けてもらうよう理解普及に努めます。

１１　不妊手術終了後は、速やかに宇土市さくらねこ無料不妊手術チケット交付実績報告書（様式第４号）を提出し、利用しなかったチケットは返却します。

１２　チケットの利用に当たり問題が生じた場合は、責任をもって対応します。当事者間で問題解決を図り、また、本事業に関連して生じた事故又は係争等について、市は責任を負わないことを了承します。また、チケットの交付によって、猫の避妊手術ができることを市が保証するものではないことを了承します。

１３　不妊手術終了後も、地域住民及び活動団体と連携して、地域猫として適正に管理します。餌は時間と場所と対象の猫を決めて、必要な量だけ与え、置き餌（餌の放置）はせず、給餌中は見守り、食べ終えたらすぐに片づけます。猫のトイレを設置し、フンの回収・清掃を行い、周辺の清潔を維持します。

１４　猫の保護活動を行うボランティア団体等は、運営するホームページ（ない場合はＳＮＳ等）に、本事業について以下の定型文及びハイパーリンクを掲載します。

(1)　協働ボランティア用定型文

「（団体名等）」は、公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加している宇土市と協働してＴＮＲを行いました。

どうぶつ基金が発行する「さくらねこＴＮＲ無料不妊手術チケット」によって行った不妊手術費用については、全額どうぶつ基金が負担します（ｏｒ負担しました）。

(2)　リンク先

https://www.doubutukikin.or.jp/activity/campagn/story/

１５　以上のことが守られず、利用方法が著しく不適当と認められた場合は、チケット交付決定の取消し、又は返還の求めに応じるとともに、次回以降交付が停止されても異議は申し立てません。

* ＴＮＲとは、Ｔｒａｐ／捕獲し、Ｎｅｕｔｅｒ／不妊手術を行い、Ｒｅｔｕｒｎ／元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにＶ字カットすることです。